

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和元年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（16 施設）

○ 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号

独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）

○ 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号

行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

（公文書管理法施行令第 2 条第 1 項）

第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）

第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの

外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）

第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）

国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）

国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）

国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）

国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）

国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）

※令和 2 年 4 月 1 日より国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室

国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）

国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）

国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）

国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）

国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）

日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

Ⅱ 対象期間

令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）

時点を問うものは、令和 2 年 3 月 31 日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第 8 条第 1 項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第 11 条第 4 項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第 14 条第 4 項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人からの寄贈又は寄託（第 2 条第 7 項第 4 号）による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項及び第 2 項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定、令和元年 7 月 1 日一部改正。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の見読性を確保するための媒

体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則１年以内に排架を行うこととされている（第２章第１節第３条(留意事項)）。また、法人等又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則１年以内に排架を行うこととされている(第２章第１節第４条(留意事項))。

令和２年３月３１日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表１のとおり、合計で 2,105,798 件である。このうち、2,075,939 件（98.6％）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が 2,065,829 件（99.5％）と大多数を占めており、「電磁的記録」は 9,397 件（0.5％）となっている。

平成 30 年度と比べると、総所蔵数が 76,318 件（対前年度比 3.8％）の増加、目録に記載され排架されているものが 77,885 件（対前年度比 3.9％）の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が 76,907 件(対前年度比 3.9％)の増加となっている。（令和元年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料 1 を参照）

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが 29,859 件（1.4％）ある。このうち、24,373 件はその多くが、令和元年度の下半期に移管されたものであって、令和２年３月３１日現在では、受入れからまだ１年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別					うち令和元年度 移管等受入れ
		文書又は図画	電磁的記録	その他			
国立公文書館	1,537,554	1,517,264	1,514,247	2,834	183	20,290	20,290
宮内公文書館	93,884	93,884	93,879	5	0	0	0
外交史料館	111,497	111,497	111,497	0	0	0	0
北海道大学	6,045	5,957	5,957	0	0	88	88
東北大学	10,327	10,327	10,243	84	0	0	0
筑波大学	9,113	7,985	7,956	1	28	1,128	976
東京大学	10,745	8,830	8,244	585	1	1,915	431
東京外国語大学	6,208	6,208	6,106	102	0	0	0
東京工業大学	502	477	477	0	0	25	25
名古屋大学	35,466	35,466	35,315	151	0	0	0
京都大学	79,707	75,857	75,857	0	0	3,850	0
大阪大学	10,173	8,299	8,234	65	0	1,874	1,874
神戸大学	55,027	55,027	53,114	1,517	396	0	0
広島大学	21,626	21,403	20,883	516	4	223	223
九州大学	13,869	13,403	13,302	0	101	466	466
日銀アーカイブ	104,055	104,055	100,518	3,537	0	0	0
令和元年度 合計	2,105,798	2,075,939	2,065,829	9,397	713	29,859	24,373
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.6%	—	—	—	1.4%	1.2%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.5%	0.0%	—	—
平成30年度 合計	2,029,480	1,998,054	1,988,922	8,409	723	31,426	28,856
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.5%	—	—	—	1.5%	1.4%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」はCD、DVD等である。
2 「その他」は写真原板、パネル等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,075,939 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 1,006,618 件（48.5%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 47,188 件（2.3%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 86,849 件（4.2%）であり、合計 1,140,655 件（54.9%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 935,284 件（45.1%）となっている。

なお、平成30年度と比べ、審査済みの件数は、14,535件(対前年度比1.3%)の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施 設 名	目録に記載された件数（再掲）					
		利用制限区分の別				
		審査済み				要審査
		全部利用	一部利用	全部利用制限	（総計）	
国 立 公 文 書 館	1, 517, 264	855, 379	7, 311	82, 581	945, 271	571, 993
宮 内 公 文 書 館	93, 884	47, 003	2, 594	89	49, 686	44, 198
外 交 史 料 館	111, 497	60, 623	5, 179	0	65, 802	45, 695
北 海 道 大 学	5, 957	1, 463	0	1	1, 464	4, 493
東 北 大 学	10, 327	1, 322	70	0	1, 392	8, 935
筑 波 大 学	7, 985	618	4, 912	8	5, 538	2, 447
東 京 大 学	8, 830	2, 537	87	887	3, 511	5, 319
東京外国語大学	6, 208	748	0	0	748	5, 460
東京工業大学	477	24	5	0	29	448
名 古 屋 大 学	35, 466	1, 098	116	3	1, 217	34, 249
京 都 大 学	75, 857	5, 418	18, 377	0	23, 795	52, 062
大 阪 大 学	8, 299	260	32	0	292	8, 007
神 戸 大 学	55, 027	27, 254	8, 156	2, 873	38, 283	16, 744
広 島 大 学	21, 403	1, 475	263	0	1, 738	19, 665
九 州 大 学	13, 403	645	8	407	1, 060	12, 343
日銀アーカイブ	104, 055	751	78	0	829	103, 226
令和元年度 合計	2, 075, 939	1, 006, 618	47, 188	86, 849	1, 140, 655	935, 284
（割 合）	100. 0%	48. 5%	2. 3%	4. 2%	54. 9%	45. 1%
平成30年度 合計	1, 998, 054	998, 400	41, 047	86, 673	1, 126, 120	871, 933
（割 合）	100. 0%	50. 0%	2. 1%	4. 3%	56. 4%	43. 6%

(注)1 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

(3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の状況

平成30年度に所在不明であることが判明した宮内公文書館における特定歴史公文書等1件（平成30年8月17日宮内庁公表）については、同館における調査により、同館が保存していないものを特定歴史公文書等として誤って目録に登録していたことが判明した（令和3年3月5日に宮内庁から内閣府へ最終報告書を提出）。

同館においては、同様の事案の再発を防ぐため、より適切な特定歴史公文書等の保存、移管手続きにおける確認作業の徹底、同館職員向け研修において正確性に留意した移管作業を周知する等に取り組んでいる。

また、内閣府においては、本事案を踏まえ、国立公文書館等において特定歴史公文書等の紛失・誤廃棄等が発生した場合に必要な対処手続きを明確化するため、特定歴史公文書等ガイドラインの改正に向けた検討を行って

いる。

2 移管等受入れの状況

令和元年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、71,401件（総所蔵件数の3.4%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが38,959件(54.6%)、②独立行政法人等から移管されたものが21,990件(30.8%)、③司法機関から移管されたものが1,860件(2.6%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが8,592件(12.0%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数					
		移管元機関の別				
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等
国立公文書館	38,756	36,398	6	1,860	0	492
宮内公文書館	417	417	斜線部分	斜線部分	0	0
外交史料館	2,144	2,144			0	0
北海道大学	88				0	0
東北大学	947				0	0
筑波大学	5,095				0	973
東京大学	885				0	0
東京外国語大学	781				0	394
東京工業大学	355				0	0
名古屋大学	4,632				0	0
京都大学	9,923				0	6,349
大阪大学	1,874				0	0
神戸大学	2,313				0	179
広島大学	223				0	0
九州大学	466				0	0
日銀アーカイブ	2,502				0	205
令和元年度 合計	71,401	38,959	21,990	1,860	0	8,592
(割合)	100.0%	54.6%	30.8%	2.6%	—	12.0%
平成30年度 合計	63,711	41,847	11,818	727	0	9,319
(割合)	100.0%	65.7%	18.5%	1.1%	—	14.6%

(注) 1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政（法人）文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位（識別番号単位）ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

令和元年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、10,338件であり、平成30年度と比べて587件(対前年度比6.0%)の増加となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは10,338件のうち68件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が7,661件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数					
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	3,590	3,248	6	8	759	468
宮内公文書館	1,518	2,048	0	0	3,067	2,924
外交史料館	1,795	1,404	0	1	512	878
北海道大学	62	12	62	0	6	0
東北大学	36	176	0	0	20	13
筑波大学	2	0	0	0	0	0
東京大学	107	108	0	0	12	0
東京外国語大学	510	540	0	0	0	0
東京工業大学	4	8	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	306	0	0	267	76
京都大学	823	1,200	0	0	303	250
大阪大学	40	0	0	0	28	4
神戸大学	394	355	0	0	45	50
広島大学	5	0	0	0	102	0
九州大学	147	243	0	0	0	0
日銀アーカイブ	98	103	0	0	2,540	2,802
合計	10,338	9,751	68	9	7,661	7,465

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、令和元年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった11,884件に対し、9,512件(80.0%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、令和2年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,792件(15.1%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	平成30年度に利用請求があり、繰り越されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,590	406	3,598	39	359
宮内公文書館	1,518	251	1,388	24	357
外交史料館	1,795	871	1,079	517	1,070
北海道大学	62	0	62	0	0
東北大学	36	0	36	0	0
筑波大学	2	0	2	0	0
東京大学	107	0	107	0	0
東京外国語大学	510	0	510	0	0
東京工業大学	4	0	4	0	0
名古屋大学	1,207	0	1,207	0	0
京都大学	823	0	823	0	0
大阪大学	40	0	40	0	0
神戸大学	394	0	394	0	0
広島大学	5	0	5	0	0
九州大学	147	0	147	0	0
日銀アーカイブ	98	18	110	0	6
令和元年度 合計	11,884		9,512	580	1,792
(割合)	100.0%		80.0%	4.9%	15.1%
平成30年度 合計	11,359		9,458	355	1,546
(割合)	100.0%		83.3%	3.1%	13.6%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。